

**特例郵便等投票を行う宿泊療養されている方へ**

## 投票の手続について（お願い）

宿泊療養施設に入所中に投票用紙等を請求された方で、投票用紙等を受領する前に宿泊療養施設を退所された場合、投票用紙等一式が那須烏山市選挙管理委員会に返送され到達してからでないと、投票所での投票を行うことができません。

退所等により投票用紙等の送付先を変更される場合は、速やかに那須烏山市選挙管理委員会（0287-83-1117）にご連絡ください。